

**令和8年度 建設産業担い手確保に向けた教育支援のための  
ICT関連教育機材寄贈募集要項**

**1 趣旨・目的**

公益財団法人山形県建設技術センターは、公益目的事業として建設技術者の技術力向上及び普及啓発・情報提供事業に取り組んでおります。その一環として、土木・建築関係の基礎を学ぶ教育機関に対してICT（情報通信技術）関連の教育機材の寄贈を行い、社会資本整備に不可欠な建設産業の将来の担い手となる高校生や学生の教育環境整備を図ります。

**2 寄贈の対象とする教育機関**

寄贈の対象は、寄贈した機材を用いた授業により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益目的事業のうち、同法別表第17号の目的である「国土の利用、整備又は保全」を担う専門的な人材の育成が期待される次の教育機関とします。

- (1) 山形県内高等学校の土木・建築関係専門学科
- (2) 山形県立産業技術短期大学の土木・建築関係専門学科
- (3) 山形県内専門学校の土木・建築関係専門学科  
(学校教育法第126条第2項に定める「専門学校」に限る。)

**3 寄贈対象とするICT関連の教育機材**

- (1) 寄贈対象とする教育機材は、教育機関における生徒・学生が、授業の一環でICTを活用して土木・建築技術の基礎を学ぶために必要と判断されるICT関連の教育機材とします。なお、消耗品を申請する場合は機器の耐用年数に準じた数量を上限とします。
- (2) 具体的には、授業での活用計画に基づいたドローンシステム、専門教育用パソコン、測量システム、3Dプリンター、CAD（コンピュータ支援設計）関連機材、BIM/CIM（建設分野の3次元化）関連機材等を対象とします。ハード、ソフトは問いません。

**4 寄贈するICT関連の教育機材の金額**

各教育機関の専門学科毎に、寄贈するICT関連の教育機材の見積金額は、5,000千円（消費税含む）以内とします。申請後の価格改定により申請上限額を越えることがないようご注意ください。

**5 応募の手続き**

- (1) 応募する教育機関は、ICT教育機材寄贈申請書（別紙様式第1号）に所定の書類を添付して、令和8年7月8日（水）までに提出してください。
- (2) 申請書には、申請機材全てを調達可能な業者の参考見積書を添付してくだ

さい（原則複数社）。なお、参考見積業者は山形県競争入札参加資格者名簿に記載の県内業者とします。

- (3) 必要に応じて、製品カタログやメーカーのホームページから印刷した資料を添付してください。また、印刷する場合、印字が鮮明なものをご提出ください。
- (4) 応募のあった教育機関については、当センター教育支援検討委員会（以下「委員会」という。）において、当該教育機材の必要性、具体的活用計画、在席生徒・学生数、指導体制等について審査を行い、寄贈対象教育機関及び対象教育機材を選定します。その過程で、必要に応じて申請内容についてヒアリングをさせていただきます。
- (5) 審査結果は応募のあった教育機関に9月上旬をめぐりに通知します。また、寄贈対象の教育機関名についてホームページ上で公開します。
- (6) 寄贈対象教育機材については、当センターにおいて購入し、寄贈対象教育機関に引き渡します。
- (7) 提出書類の手戻りを避けるために、申請内容に疑義がある場合は必ずご相談ください。

## 6 ICT関連の教育機材活用状況報告

寄贈を受けた教育機関は、令和9年12月を目途に、ICT関連の教育機材活用状況報告書（別紙様式第2号）によりその活用状況について報告をお願いします。

## 7 授業の視察について

機材納入後の利用状況等を把握するために、日程調整のうえ学校へ訪問し、授業の様子を視察させていただきます。

## 8 その他

当センターがこれまで寄贈した機材のうち、今後部品等の調達が困難となり運用が難しくなる機材があれば記載してください。

### 【お問合せ先】

〒990-0041 山形県山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館2階  
公益財団法人山形県建設技術センター 総務企画部総務課 太田  
TEL：023-631-1141 Mail:ota@y-etc.jp